

陸國新治郡川曲郷受津村一千餘丈其兩國郡界亦以舊川爲定不得隨水移改

〔木曾路名所圖會〕^五 椎名常陸 小栗まで四里半略 野原ありいづれも同じさまを行々て間壁ま

かべ川を過る此川は常陸下野の國界なり

〔常陸風土記〕夫常陸國者堺是廣大地亦緬邈土壤沃墳原野肥衍墾發之處山海之利人々自得家々

足饒設有身勞耕耘方竭紡蠶者立即可取富豐自然應免貧窮況復求鹽魚味左山右海植桑種麻後

野前原所謂水陸之府藏物産之膏腴古人曰常世之國蓋疑此地但以所有水田上小中多年遇霖雨

即聞苗子不登之難歲逢亢陽唯見穀實豐稔之歡歎

〔易林本節用集〕^下 常陸常陸 大管十一郡四方四日田宅市鄣逐日盛也牛馬充牧蠶多綿纒大々中國也

〔郡郷考〕驛傳馬

按驛路の次第は先下總於賦驛より按於村なるべし相馬郡大井本國河内郡に入り按河内郡のみ傳馬

就て信太郡稻敷按今八代村なり朝夷按根本村地二郷を歴て榎浦の上流を渡り榛谷驛に至る

按今羽賀國界より此驛まで三里半按大井より國界ま榛谷より曾禰驛に至る按行方郡

地名存せり麻牧令云凡諸道須置驛者每卅里置一驛若地勢阻險及無水草隨便安置不限里數

これ驛を置く定法なれば諸道の五里程にて一驛を建べき事なるにか無隔遠なるは其間必驛

平坦の路なるべし兵部式載る一驛の國府少からず或云茨城郡茨城郷國府ありて榛谷より九里

五里にて恰好の路なりとされど兵部式のみ濃不破郡不破野群馬郡群馬の類は皆國府の地な

るを驛馬の條に出せるを見れば獨本國のみ茨城郡不破野群馬郡群馬の類は皆國府の地な

茨城郡と津郷の間なる流津大津とわたりて舟船の集り地名なるに付し思ふに信太郡内津郷の對岸は茨

城郡大津郷なり且島津の官道は府中の地より南に驛長が宅跡の方より中津川にかゝり又國府

あたりの傳説には古の官道は府中の地より南に驛長が宅跡の方より中津川にかゝり又國府

とありて思ふに是又大津は船數をり載たれども麻牧令には凡水驛不配馬處量閑繁驛別置此四隻